

調布市 商工会報



スポーツ祭東京 2013
第68回国民体育大会
第13回全国障害者スポーツ大会
2013(平成25)年9月28日(土)～10月14日(祝)開催

平成 25 年 2 月 1 日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026
東京都調布市小島町 2-36-21
TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
会員数：3,237 事業所
組織率：49.3% (平成 24 年 11 月 21 日現在)
編集：広報委員会
URL：http://www.chofusci.com/

お も な 記 事

- P2●e-Tax 確定申告改正点他
P3●資金繰りは商工会へ GO!
P4●講習会等のご案内他

今年も所得税・消費税（個人）の申告の季節になりました。商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。
所得税の申告期間は、2月18日（月）から3月15日（金）まで、消費税は4月1日（月）までとなっております。
どうぞお気軽にご利用下さい。（無料）

所得税・消費税
決算確定申告
ご相談は商工会へ！

確定申告

ネットなら便利!

国税庁ホームページで申告書が作成できます。

作成した申告書は…

e-Taxで送信
印刷して送付

申告と納税		振替納税をご利用の方	
所得税・贈与税 3月15日(金)まで	消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月1日(月)まで	(振替日) 申告所得税 4月22日(月)	消費税及び地方消費税 4月24日(水)

所得税の確定申告の税務署での相談・申告書の受付は、2月18日(月)からです。

税務署

所得税 決算・確定申告指導会

開催日／2月18日(月)～3月15日(金)

受付／午前10時～11時30分

午後1時～3時30分

*上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

☆夜間指導会

開催日／3月6日(水)・7日(木)

受付／午後6時～午後7時30分

消費税個別相談会

開催日／2月22日(金)

3月1日(金)・8日(金)・22日(金)

受付／午前10時～11時30分

午後1時～3時30分

*上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

決算確定申告指導会にお越しの方へお願い

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できることは事前にご記入の上で来会下さい。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけ下さい。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用下さい。

確定申告のご相談にはこのようなものが必要です。

☒ お出かけ前に今一度ご確認を！

- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式(税務署から郵送されたもの)
- ☐ 平成24年分各帳簿、月別集計表、棚卸表 ☐ 平成23年分確定申告書、決算書の控え、集計表
- ☐ 社会保険料の支払額(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等)
- ☐ 小規模企業共済掛金等控除証明書 ☐ 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護医療用)
- ☐ 地震保険料控除証明書
- ☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他)
- ☐ 配偶者の所得がわかるもの(源泉徴収票等。配偶者控除等を受ける方)
- ☐ 医療費の領収書等(医療費控除を受ける方) ☐ 特定寄付金の領収書等(寄付金控除等を受ける方)
- ☐ 住宅取得控除等の明細書(住宅借入金等特別控除を受ける方) ☐ 印鑑・電卓など

詳しくは調布市商工会(TEL042-485-2214)までお問い合わせ下さい

調布市商工会はe-taxの利用を推進しています

おうちで作成 ネットで申告

※商工会の決算確定申告指導会場でe-taxを利用できます(但し電子明細書の取得が必要です)



e-Taxって。。。?

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンラインで取得できます。)、インターネットで所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告や、法定調書の提出や申請・届出などの手続きができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できます。

POINT

1

平成24年分の申告で最高3,000円の税額控除

- 平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。(本控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回のみ適用を受けることができます。)

POINT

2

添付書類の提出省略

- 医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称、支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

POINT

3

還付がスピーディー

- e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています。(3週間程度に短縮。)

POINT

4

24時間受付

- e-Taxの受付時間(送信可能時間)所得税の確定申告期限の3月15日(金)までは、メンテナンス時間を除き、24時間利用が可能です。

詳しくは、e-Taxホームページwww.e-tax.nta.go.jpをご覧ください

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (IP電話等の場合 03-5638-5171) まで

【受付時間】:月曜日～金曜日(祝日を除く。)午前9時～午後5時



e-Taxを利用するには?

国税庁e-Taxキャラクター

STEP1 電子証明書等の準備

電子証明書

①電子証明書の取得

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受ける。
*調布市での発行手数料は、各500円です。

(注)電子証明書が不要な場合
税理士等が納税者の申告等データを作成し、送信する場合は、納税者本人の電子署名を省略できます。

②ICカードリーダライタの準備

公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されていますので、別途、電子証明書に適合したICカードリーダライタが必要になります。ICカードリーダライタは、家電量販店等で購入できます。

STEP2 利用者識別番号等の取得

e-Taxを利用するには、利用者識別番号等が必要ですので開始届出書を提出し利用者識別番号を取得します。尚、開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行(通知)されます。

STEP3 電子証明書等の登録(初期登録)

「e-Taxソフト」や「確定申告書作成コーナー」から電子証明書等を初期登録します。
*e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

平成24年分確定申告改正点

もうすぐ確定申告

☆生命保険料控除が変わりました

保険契約の契約時期により取り扱いが異なります

- ◆平成24年1月1日以降に契約したもの(「新契約」)
 - 一般生命保険料控除 } 控除額
 - 個人年金保険料控除 } 各4万円限度(計12万円)
 - 新設 介護医療保険料控除 }

- ◆平成23年12月31日以前に契約したもの(「旧契約」)
 - 一般生命保険料控除 } 控除額
 - 個人年金保険料控除 } 各5万円限度

※「新契約」と「旧契約」両方について適用を受ける場合は、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額上限は、それぞれ4万円となり、介護医療保険料控除と合わせて計12万円となります。

上記以外の改正点について詳しくは、
国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) をご覧下さい。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を生ずべき業務を行うすべての方が対象になります。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分又は前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

消費税の事業者免税点制度が改正されています

平成23年6月に消費税法の一部が改正され、課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間において課税事業者に該当することとなります。

【適用開始時期】平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます

①H23.1.1～12.31	②H24.1.1～12.31	③H25.1.1～12.31
課税売上高 900万円	【特定期間】 1/1～6/30 1,300万円	1,200万円
		非該当
		課税事業者

無担保・無保証人 商工会長推薦融資

マル経融資

利子補給制度あり！

※注 利子補給制度の適用は平成24年度中に貸付された融資で当初1年間のみとなります

資金繰り総点検運動実施中！

資金繰り相談は 商工会へGo!

相談無料 秘密厳守!

商工会は行きます 聞きます 提案します

copyright (C) 全国商工会連合会2012 All Rights Reserved.

☆担保不要！ ☆保証人不要！ ☆低金利！
運転資金・機械設備・業務用車両etc…の購入資金に！

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下 の事業者
融資額	1,500万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年 1.75% （平成24年12月12日現在）※最新の金利は商工会にご確認下さい → 当初1年間は利子補給制度があるので実質 年 0.75%!
融資機関	日本政策金融公庫

※お申し込みの要件

- 商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。
- ①商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）
 - ②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
 - ③商工業者であること（最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。）

※お申込みの流れ

お申込みの際は、調布市商工会（TEL 042-485-2214）までご連絡下さい。申込書類（借入推薦依頼書 決算書2期分、所得税等の領収書または納税証明書、既に利用している借入金明細書、登記簿謄本、**設備資金・見積書**、その他）をお預かりし、商工会で原則月1回開催の「金融審査委員会」にて「融資の推薦」の審査をさせていただきます。その後、日本政策金融公庫にて再度審査をさせていただき、融資の可否が決まります。したがって、お客様の決算内容等の状況によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承下さい。

その他の金融制度（主なもの）

	融 資 名	融資対象者	資金使途	限度額 (万円)	返済期間	利 率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	普通貸付 (マル付)	ほとんどの業種の中小企業（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く）	運転	4,800	5年	1.45%～3.35%	原則として連帯保証人または担保 ただし、不要とする制度もあり
			設備		10年	お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。	
			特定設備	7,200	20年		
東京都	小口資金融資 (小口)	従業員が20人（卸・小売・サービス業は5人）で保証残高が1,250万円以下の小規模企業者	運転	1,250	7年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】1.9%以内～2.5%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.7%以内	【保証人】 不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の保証が必要 【担保】（小口）は不要 （小企）既存の保証付融資残高と新規の保証資額の合計が8,000万円超の場合は必要
	小規模企業融資 (小企)	従業員が30人（卸・小売・サービス業は10人）以下の小規模企業者	設備	8,000	10年	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】2.1%以内～2.7%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.9%以内	
調布市	普通融資資金	市内に住所（法人は登記上の本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運転	1,000	7年	長期プライムレート利率 (1.2%) (利子補給あり)→実質0.6%)	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の信用保証料を市が全額補（平成25年3月31日まで）
			設備		7年		
			運動・設備併用	1,200	5年		

利率は、平成25年1月1日現在です。詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための高年齢者雇用安定法の一部が改正されます。

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

【改正のポイント】

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止（一定の場合には経過措置が認められています）
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大（自社だけでなく、子会社や関連会社まで拡大します）
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入（義務違反の企業に対して労働局やハローワークが指導等を実施します）
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

お問い合わせは・・・ハローワーク府中 雇用管理部門 **TEL 042-336-8642**（ダイヤルイン）

商工会からのお知らせ

お問い合わせ・お申込みは…

調布市商工会 **TEL 042-485-2214**

司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中（要予約）～

次回 **2月27日（水）**
15:00～17:00

（相談時間は60分を限度とします）

会 場 調布市商工会館

講 師 東京司法書士会調布支部所属司法書士

内 容 登記・少額訴訟・会社設立その他

対 象 調布市内で事業を営んでいる方（開業予定含む）

※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。



企業のメンタルヘルスセミナー

～メンタルトラブルと企業リスク～

2月8日（金）15:00～17:00

会 場 調布市商工会館 3階研修室 定員40名

講 師 マインメンタルヘルス研究所所長・臨床心理士
山崎 友丈氏

内 容 メンタルトラブル最新事情
企業リスクと義務および責任
メンタルトラブルを出さない
組織を育てる 他



エキスパートバンク

専門家を無料で派遣します！ 無 料

さまざまな専門的なご相談を承ります。

～平成24年度 派遣の一例～

★就業規則の整備・事業承継の進め方
業績回復のための社内体制構築
海外展開の方法・効果的な店舗外装
HP, Facebook の活用について・・・etc



「仕事力を育てる新・片づけ術」小冊子

無料配布しております

あなたのお店や会社、片づいてますか？

片付いていないと企業にさまざまな悪影響を及ぼします。冊子では、企業の仕事力向上につながる片づけ術をご紹介します。

御社の仕事力・魅力度アップにぜひご一読下さい。



調布市商工会

商工会
ホームページを
ご覧下さい！



商工会の事業やセミナー情報など事業者の皆さまに役立つ情報を随時発信しております！ぜひご覧下さい！
アドレスは…

<http://www.chofusci.com/>

随時
更新中！